

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県中部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を終了した
ことについて通知がありました。

令和三年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 北葛城郡広陵町百済
- 三 測量の終了年月日 令和三年三月二十六日